

## 輸入畜産物検査に関する検討会設置要領

## 輸入畜産物検査に関する検討会設置要領

### 第1 趣旨

近年、食の安全への関心が高まり、我が国の畜産業における安定生産、ひいては食料の安定供給を図る上で実施している動物検疫に対しては、一層適切な検査体制の確保が求められるなか、総務省による輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視の調査結果が公表され、輸入検査の適正化、公正性及び中立性の確保及び業務実施体制の見直し等について指摘されたところである。

こうした状況を踏まえ、畜産物等を介した家畜の伝染性疾病の侵入防止になお一層の万全を図るため、動物検疫所における輸入畜産物の検疫業務の適正化及び更なる充実に資するべく農林水産省消費・安全局動物衛生課長の検討会として生物統計、獣医疫学、農業経済、食品安全性等の専門家を委員とする「輸入畜産物検査に関する検討会」（以下「検討会」とする。）を設置、開催することとする。

### 第2 検討事項

「畜産物の輸入検査要領について（平成18年7月27日18動検第537号）」のうち、以下の事項について、具体的なサンプリング手法を科学的に検討する。

- (1) 抜打ち検査における実施割合
- (2) 現物検査における抽出数量
- (3) 現物検査における検体の抽出方法

### 第3 構成

検討会は、別紙に掲げる専門委員及びオブザーバーをもって構成する。

### 第4 座長

- (1) 検討会には座長及び座長代理を置く。
- (2) 座長は、専門委員の互選により選任し、座長代理は、専門委員のうちから座長が指名する。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐するとともに座長に事故があるときはその職務を代理する。

### 第5 運営

1 検討会の運営については、次のとおりとする。

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の資料等は検討会終了後、ホームページ等により公表する。
- (3) 会議の議事概要については、座長の了解を得た上でホームページ等により公表する。

- 2 1にかかわらず、個人の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密に触れることになる場合等検討会が必要と判断したときは、検討会を非公開とし資料等を非公表とすることができる。
- 3 座長は、その他必要に応じ適当と認められる者に検討会への出席を求めその意見を聴くことができる。

## 第6 その他

- 1 本要領に規定していない事項については、座長が専門委員の了承を得た上でその取扱いを決定するものとする。
- 2 検討会の事務局は、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び動物検疫所が行う。

(別紙)

輸入畜産物検査に関する検討会構成員

(専門委員)

- 祝前 博明 京都大学大学院 農学研究科教授
- 筒井 俊之 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所  
疫学研究チーム 上席研究員
- 樋口 倫生 農林水産政策研究所  
主任研究官
- 松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所 食品部長
- 真鍋 昇 東京大学大学院 農学生命科学研究科教授
- 山村 光司 (独) 農業環境技術研究所生物多様性研究領域  
主任研究員

(オブザーバー)

- 伊藤 肇 (社) 日本冷蔵倉庫協会 業務委員会事務局・業務部長
- 吉田 幹夫 (社) 東京冷蔵倉庫協会 畜産専門部門座長
- 渡邊 敬浩 国立医薬品食品衛生研究所 食品部 第三室長